官庁報告

官庁事項

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に定める国土交通大臣の権限又は事務について委任を行うこととした件

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和４年法律第39号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、次の表の下欄に掲げる権限又は事務を、同表の上欄に掲げる機関に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和７年12月１日とすることとしたので、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和４年政令第254号）第２条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年12月１日

国土交通大臣　金子　恭之

委任を受ける機関	委任する権限又は事務
住宅局長	法第３章（第７条第１項を除く。）及び第４章の規定に基づく国土交通大臣の権限又は事務（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令第85号）別表の１項に掲げる歳入等に係るものに限る。）
大臣官房会計課長	法第７条第１項の規定に基づく国土交通大臣の権限又は事務（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和４年国土交通省令第85号）別表の１項に掲げる歳入等に係るものに限る。）

登録免許税法に規定する納付受託者の指定

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条の四第一項に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

名称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和七年十二月一日

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に規定する指定納付受託者の指定

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）第四条第二項第一号に規定するクレジットカード等を使用する方法により歳入等を納付する場合の当該指定納付受託者に限る。）を次のとおり指定したので、同法第八条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

国土交通省住宅局長　宿本　尚吾

名称	所在地	歳入等の種類	指定をした日	納付開始日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目３番３号	国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表第一項イ及びロに規定する歳入等	令和七年十二月一日	令和七年十二月一日

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

北海道運輸局長　井上　健二
東北運輸局長　吉田　昭二
関東運輸局長　藤田　礼子
北陸信越運輸局長　佐橋　真人

一　講習を実施する日時

オンライン講習　令和八年一月一日（木）から一月二十六日（月）午後五時まで

筆記試験　令和八年一月二十七日（火）　午後一時三十分から午後二時三十分まで

二　筆記試験を実施する場所

関東運輸局　十六階会議室

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地

横浜第二合同庁舎

三　講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

四　受講申請の手続等

受講希望者は、受講申請書を、関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「令和七年度油濁防止管理者養成講習の実施について」から申し込み用ページにアクセスし、令和七年十二月一日（月）から令和七年十二月二十五日（木）までに受講申し込みを行うこと。

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。

五　講習に関する問い合わせ先

郵便番号　二三一－八四三三
神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地
横浜第二合同庁舎
関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課
電話番号　〇四五－二一一－七二二一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

中部運輸局長　中村　広樹
近畿運輸局長　服部　真樹
中国運輸局長　金子　修久
四国運輸局長　田村　顕洋
九州運輸局長　日向　弘基
神戸運輸監理部長　峰本　健正
沖縄総合事務局長　小八木大成

一　講習を実施する日時

オンライン講習　令和八年一月一日（木）から一月二十六日（月）午後五時まで

筆記試験　令和八年一月二十七日（火）　午後一時三十分から午後二時三十分まで

二　筆記試験を実施する場所

近畿運輸局　十階海技試験室

大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館

三　講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

四　受講申請の手続等

受講希望者は、近畿運輸局ホームページの「お知らせ」に掲載の「令和七年度油濁防止管理者養成講習の実施について」から申し込み用ページにアクセスし、令和七年十二月一日（月）から令和七年十二月二十五日（木）までに受講申し込みを行うこと。

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。

五　講習に関する問い合わせ先

郵便番号　五四〇－八五五八
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館
近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課
電話番号　〇六（六九四九）六四二六